

# みんなで作ろう、 埼玉の木

子育て世帯を  
応援します

埼玉の木で住宅を。  
県産材  
使って減らす  
CO<sub>2</sub>



申込期限

令和3年  
2月12日

受付中

さいたま県産木材を使って  
新築(購入)・増改築する住宅・事務所・店舗に、  
1㎡あたり17,000円又は1㎡あたり3,000円を補助します。



C-(1)-160238

彩の木補助事業  
補助要件

- ①県内に県内事業者が建築するもの
- ②令和元年10月1日以降に契約したもの
- ③令和3年2月28日までに木工事が完了できるもの
- ④さいたま県産木材を規定量以上使うもの

最大  
34万円  
補助

一般社団法人 埼玉県木材協会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館4階

☎048-822-2568

www.mokkyo-saitama.jp

令和2年度

# 「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」 のご案内

- 令和2年度は、(1)「彩の木補助事業（一般枠）」  
(2)「彩の木補助事業（子育て支援枠）」【新規】  
(3)「彩の木梁桁補助事業」【新規】

の3事業となります。複数の補助事業の対象となる場合でも、補助金の交付はいずれか1つの事業のみです。

## 交付申請受付期間

令和2年6月1日（月）～令和3年2月12日（金） ※予定数に達し次第終了します。

## 申請方法

郵送又は持参により受け付けます。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館4階  
一般社団法人埼玉県木材協会「彩の木補助事業」係

## 各補助事業の予定数

- (1) 彩の木補助事業（一般枠） : 150戸程度  
(2) 彩の木補助事業（子育て支援枠） : 50戸程度  
(3) 彩の木梁桁補助事業 : 25戸程度



## (1) 「彩の木補助事業（一般枠）」

### 補助対象、補助要件

- 1 新築（分譲住宅の購入も可）、増改築、内装木質化（リフォーム・リノベーション）される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- 2 埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築（施工）事業者が工事すること。
- 3 令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること。
- 4 令和3年2月28日までに木工事が完了すること。
- 5 新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量（延床面積から算出する方法も可）の60%以上であること。  
増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。  
内装木質化の場合は、12ミリメートル以上の厚さのさいたま県産木材による施工面積が7平方メートル以上であること。

### 補助金の額及び限度額

- 1 補助金の単価  
新築、購入、増改築の場合：さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円  
内装木質化の場合 : さいたま県産木材による施工面積1平方メートル当たり3,000円
- 2 補助金の額（いずれも、1,000円未満は切り捨て）  
新築、購入、増改築の場合：さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額  
内装木質化の場合 : さいたま県産木材による施工面積に、補助金の単価を乗じて得た額
- 3 補助金の限度額  
1戸当たり（集合住宅の場合は1棟当たり） 340,000円

## (2) 「彩の木補助事業（子育て支援枠）」【新規】

### 補助対象、補助要件

- 1 申請日において中学生以下の子を養育している（母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる）世帯の者で、自ら居住するための住宅であること。
- 2 新築（分譲住宅の購入も可）、増改築される住宅が埼玉県内に所在すること。
- 3 埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築（施工）事業者が工事すること。
- 4 令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること。
- 5 令和3年2月28日までに引渡し完了すること。
- 6 新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量（延床面積から算出する方法も可）の60%以上であること。  
増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。

### 補助金の額及び限度額

- 1 補助金の単価  
さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円
- 2 補助金の額（1,000円未満は切り捨て）  
さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額
- 3 補助金の加算  
子育て支援枠は、一律50,000円を加算します。
- 4 補助金の限度額  
1戸当たり 340,000円（加算される額を含む）

## (3) 「彩の木<sup>はりけた</sup>梁桁補助事業」【新規】

### 補助対象、補助要件

- 1 新築（分譲住宅の購入も可）、増改築される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- 2 埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築（施工）事業者が工事すること。
- 3 令和元年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していること。
- 4 令和3年2月28日までに木工事が完了すること。
- 5 梁又は桁にさいたま県産木材を3立方メートル以上使用すること。（さいたま県産木材の使用量が全体の木材使用量の60%以上であるかどうかは問わない。）

### 補助金の額及び限度額

- 1 補助金の単価  
さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円
- 2 補助金の額（1,000円未満は切り捨て）  
さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額
- 3 補助金の限度額  
1戸当たり（集合住宅の場合は1棟当たり） 340,000円

事業の詳細及び様式等は、  
埼玉県木材協会ホームページに掲載しています。

<https://www.mokkyo-saitama.jp/>

埼玉県木材協会

検索

「案内書」が必要な方は、  
埼玉県木材協会までお電話ください。  
郵送いたします。

☎ 048-822-2568

令和2年度

# 「埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業」

補助対象、補助要件、補助額等早見表

	彩の木補助事業		彩の木梁桁補助事業
	一般枠	子育て支援枠	
建築（施工）場所	埼玉県内	埼玉県内	埼玉県内
取得の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（分譲住宅の購入も可）</li> <li>▶増改築</li> <li>▶内装木質化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（分譲住宅の購入も可）</li> <li>▶増改築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（分譲住宅の購入も可）</li> <li>▶増改築</li> </ul>
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅</li> <li>▶事務所</li> <li>▶店舗</li> <li>▶その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅 （自ら居住するための住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅</li> <li>▶事務所</li> <li>▶店舗</li> <li>▶その他</li> </ul>
建築（施工）事業者	▶埼玉県内に事業所・営業所を有する事業者	▶埼玉県内に事業所・営業所を有する事業者	▶埼玉県内に事業所・営業所を有する事業者
工事請負契約（売買契約）	▶令和元年10月1日以降に契約締結	▶令和元年10月1日以降に契約締結	▶令和元年10月1日以降に契約締結
木工事引渡し	▶木工事が令和3年2月28日までに完了（引渡日は問わない）	▶引渡し令和3年2月28日までに完了	▶木工事が令和3年2月28日までに完了（引渡日は問わない）
さいたま県産木材の使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（購入）：全体の木材使用量の60%以上</li> <li>▶増改築：3㎡以上</li> <li>▶内装木質化：12mm以上の厚さで7㎡以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（購入）：全体の木材使用量の60%以上</li> <li>▶増改築：3㎡以上</li> </ul>	▶梁桁に3㎡以上（全体の木材使用量の60%以上であるかどうかは問わない）
補助金の単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（購入）：17,000円/㎡</li> <li>▶増改築：17,000円/㎡</li> <li>▶内装木質化：3,000円/㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（購入）：17,000円/㎡</li> <li>▶増改築：17,000円/㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶新築（購入）：17,000円/㎡</li> <li>▶増改築：17,000円/㎡</li> </ul>
補助金の額	▶さいたま県産木材の使用量（面積）に単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）	▶さいたま県産木材の使用量に単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）	▶さいたま県産木材の使用量に単価を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）
補助金の加算	▶なし	▶一律50,000円を加算	▶なし
補助金の限度額	▶340,000円	▶340,000円（加算額を含む）	▶340,000円
その他注意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶申請日において中学生以下の子を養育している（母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる）世帯が対象です。</li> <li>▶補助金請求時に、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶梁又は桁に、さいたま県産木材を3㎡以上使用することが必須です。</li> <li>▶補助金請求時に、木拾表（実績）、納品書等の写しを提出していただきます。</li> </ul>